

(証券コード：6817)
平成20年3月5日

株 主 各 位

東京都中央区八重洲一丁目6番6号
八重洲センタービル
スミダ コーポレーション株式会社
取締役 兼 代表執行役会長 八幡 滋行

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席ください
いたしますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権
を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討
くださいまして、次頁のご案内に従って、議決権をご行使くださいますようお願い
申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年3月22日（土）午後1時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル2階 ローブルーム
（後記の会場ご案内図をご参照ください）

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第53期（平成19年1月1日から平成19年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連
結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（平成19年1月1日から平成19年12月31日まで）計算書
類報告の件

決議事項

議 案 取締役11名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書またはインターネットによる議決権行使の際に、議案に対し
賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして会社は
取扱います。
- (2) インターネットにより議決権行使をされた株主様につきましては、議決権
行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによる議決権行
使を株主様の意思表示として会社は取扱います。
- (3) 議決権行使書のご返送は平成20年3月21日（金）午後5時まで
に到着するようにご投函ください。
- (4) インターネットによる議決権行使は平成20年3月21日（金）午後5時
までに行ってください。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議
決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社にご提出ください。

以 上

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、イン
ターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sumida.com>）に掲載させていただきます。

《議決権行使についてのご案内》

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【議決権行使書郵送による方法】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付ください。

【インターネットによる方法】

1. パソコンを用いる場合
 - (1) 「株主総会議決権行使サイト (<http://www.e-tosyodai.com>)」にアクセスしてください。
 - (2) 議決権行使書用紙に記載の「お願い」をご覧ください、議決権行使番号及び議決権行使専用パスワードを入力してください。
 - (3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。
2. 携帯電話を用いる場合
 - (1) 次のサービスがご利用可能です。なお、ご利用に際しては、上記1「パソコンを用いる場合」と同様の方法で (<http://www.e-tosyodai.com>) にアクセスのうえ、画面の案内に従い、議決権を行使してください。
 - ・iモード
 - ・EZweb
 - ・Yahoo! ケータイ
 - ・(iモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo! ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標または登録商標です。)
 - (2) 暗号化通信が可能なSSL通信機能を搭載した機種であること。
3. 株主総会議決権行使サイトへのアクセスに際して、電話代等の通信料金とプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。
4. インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として会社は取扱います。

インターネットによる議決権の行使につきましては、下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人：東京証券代行株式会社

電話 0120-49-7009 (フリーダイヤル)

受付時間 土日・休日を除く 午前9時～午後5時

(機関投資家の皆様へ)

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォーム(いわゆる東証プラットフォーム)の利用を申し込まれた場合には、上記のほか、インターネットによる議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

事業報告

第53期（平成19年1月1日から平成19年12月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

平成19年のアメリカ経済は、サブプライムショックによる収益悪化を背景とした銀行の融資基準の厳格化で住宅投資の大幅な減少が続き、原油価格の上昇等による個人消費の停滞、経営者マインドの悪化に伴う企業の設備投資の減速、在庫投資の抑制などから年末にかけて成長率が鈍化しているものの、FRBの一連の金利引下げの効果で今後徐々に銀行の通常業務の収益性が改善し、融資基準が緩和されるため平成20年後半から回復に転じるものと考えられます。ロシアを中心とした旧ソ連圏諸国や中東産油国向け輸出の増加と企業活動の活発化で好成長の続いたユーロ圏は、度重なる金利引上げやユーロ高の影響等により減速期を迎えている一方で、今後徐々に個人消費と設備投資等内需が寄与してくるため平成20年第3四半期から再び成長期に入るものと予想されます。日本は耐震等建築確認手続きを厳しくする改正建築基準法の施行で住宅投資、設備投資を中心に減速が続いています。平成20年第2四半期には改正建築基準法の影響一巡で住宅投資、設備投資が拡大するのに加え、雇用・賃金情勢の改善で個人消費が増加することから年半ば以降伸び率が高まるものと思われれます。

また、平成19年に11.4%前後の実質GDP成長率を達成した中国は、物価上昇や金融引き締め策の実施で今後緩やかに減速するものの、平成20年10%程度の成長を維持する見通しです。インド経済もインフラ投資に支えられ平成19年9.1%、平成20年9.2%と高い成長が続く見込みです。ロシアは高水準の原油価格を背景に平成19年7.6%、平成20年6.7%の伸びが予想されます。

最新のIMFの発表によると世界の実質GDPはアメリカの住宅市場の混乱から前回に比べてトーンダウンはしているものの中国、インド、ロシア等新興諸国が大きく貢献するため、平成19年4.9%増、平成20年4.1%増と拡大基調が続く見通しです。

世界の電子機器市場はノートPC、携帯電話、デジタル製品など主力製品の先進諸国での高性能機種への買換え増、新興諸国での新規購入増、更には2台目としての使用増を背景に需要が着実に拡大しています。

音響・映像機器では、PDP-TVの苦戦が続くなか液晶TV、DSCが好調に推移しています。PCの出荷台数は平成19年第1四半期前年同期比10.9%増の59百万台、第2四半期同12.5%増の59百万台、第3四半期同15.5%増の67百万台、第4四半期同15.5%増の77百万台と次第に拡大基調を強めています。携帯電話の販売台数は平成19年第1四半期前年同期比10.0%増の256百万台、第2四半期同16.2%増の273百万台、第3四半期同13.8%増の289百万台と好調に推移した後第4四半期も同11.6%増の334百万台と増加基調が続いています。また、自動車の安全性、快適性の追求に加え、燃料効率性を重視する傾向が強まり、車載用電子部品の需要が更に高まっています。

こうした中、当社グループは収益力向上を目指し、スウェーデンのJensenの売却、メキシコの製造部門の中国・番禺工場への移管、VOGTのリストラクチャリング、台湾及び中国・蘇州のインバータユニット事業の売却等低採算部門の再編成に取り組んでまいりました。また、グループのバランスシートのスリム化・健全化を目的に本社ビル及び台湾の固定資産を売却いたしました。

当連結会計年度の売上高はインバータ事業が減少したものの、パワーソリューション、シグナルを中心にレガシー事業が堅調に推移し、オートモーティブ及びその他事業、VOGTビジネスが順調に拡大したことから前連結会計年度比10.6%増の70,210百万円になりました。

利益面では、事業再構築を実施しているVOGTビジネス/EMS事業が減益になったものの、前連結会計年度に実施した営業権償却の反動でVOGTビジネス/コンポーネント事業が増益となったのに加えてオートモーティブ事業、その他事業の増収効果及び採算性向上でコイルビジネスが順調に利益を伸ばしたことから営業利益は前連結会計年度比13.0%増の4,712百万円となりました。

営業外損益で持分法による投資損失が減少したのに対して支払利息が増加し、為替差益が減少したため経常利益は前連結会計年度比3.1%減の4,368百万円になりました。特別損失にVOGT、Panta、メキシコ等の事業再編成に伴う構造改革費用、Arimaの投資有価証券評価損が計上されたもの

の、本社ビル及び台湾の固定資産、インバータユニット事業の売却益が発生したため当期純利益は前連結会計年度比30.9%増の2,855百万円となりました。

次に当連結会計年度における各セグメントの状況は以下の通りです。尚、当社グループはコイルビジネス、VOGTビジネス／コンポーネント事業、VOGTビジネス／EMS事業から構成されております。

I. コイルビジネス

コイルビジネスの売上高はインバータ事業が減少したものの、レガシー事業が堅調に推移し、オートモーティブ事業、その他事業が大幅に増加したため前連結会計年度比8.9%増の46,004百万円になりました。

1. レガシー事業

レガシー事業の売上高は、シグナル、パワーソリューションが二桁の伸びを示し、パワーインダクタも堅調に増加したため前連結会計年度比7.7%増の25,447百万円になりました。

a) パワーソリューション

パワーソリューションの売上高は前連結会計年度比20.4%増の4,585百万円となりました。

地域別では日本、台湾が減少したものの香港・中国、アメリカ、シンガポール、ヨーロッパが増加しました。使用製品別では産業機器及び医療機器、電話機向けが減少したのに対してPC及びPC周辺機器、音響・映像機器、娯楽機器、自動車機器、ガレージ機器向けや冷暖房切り替え用4Vコイルが増加しました。

b) パワーインダクタ

パワーインダクタの売上高は前連結会計年度比3.6%増の15,815百万円になりました。

地域別では、日本、アメリカが減少したものの香港・中国、台湾、ヨーロッパ、シンガポールが増加しました。使用製品別では音響・映像機器、産業機器及び医療機器向けが減少する一方で、PC及びPC周辺機器、娯楽機器、電話機、電源向けが増加しました。

c) シグナル

シグナルの売上高は前連結会計年度比10.8%増の5,047百万円となりました。

地域別ではアメリカ、台湾が減少したものの、香港・中国、日本、ヨーロッパ、シンガポールが増加しました。使用製品別では産業機器及び医療機器向けが減少したのに対して音響・映像機器、自動車機器、OA機器、タグ向けが増加しました。

2. インバータ事業

インバータ事業の売上高は前連結会計年度比10.6%減の6,724百万円になりました。

地域別では香港・中国、日本、アメリカが増加する一方で、台湾、ヨーロッパ、シンガポールが減少いたしました。使用製品別では、液晶TV向けが増加したものの、ノートPC、LCDモニター向けが減少いたしました。

3. オートモーティブ事業

オートモーティブ事業の売上高は前連結会計年度比19.8%増の9,862百万円となりました。

地域別では日本、シンガポールが減少したのに対してヨーロッパ、アメリカ、香港・中国が順調に増加しました。使用製品別ではキーレスエントリーが伸び悩んだものの、ABS、直噴エンジン用インジェクション、カーエアコン向けが増加しました。

4. その他事業

その他事業の売上高は前連結会計年度比38.7%増の3,971百万円に増加いたしました。

その他事業はSTELCO、Jensen、Panta等から構成されています。STELCOが減少し、Jensenが第2四半期より連結対象から除外されたものの、昨年第3四半期に買収したPantaの売上計上が大きく寄与しています。

II. VOGTビジネス/コンポーネント事業

VOGTビジネス/コンポーネント事業の売上高は前連結会計年度比14.9%増の21,699百万円となりました。通信機器、娯楽機器向けが減少している一方で、自動車機器、家電及び照明器具、産業機器及び医療機器向けが増加しました。

III. VOGTビジネス/EMS事業

VOGTビジネス/EMS事業の売上高は前連結会計年度比5.3%増の2,507百万円を計上いたしました。家電及び照明機器向けが増加したのに対

して通信機器、産業機器及び医療機器、自動車機器向けが減少しました。

事業区分	売上高
コイルビジネス	46,004百万円
VOGTビジネス/コンポーネント事業	21,699
VOGTビジネス/E M S事業	2,507
合計	70,210百万円

(注) 上記の金額には消費税は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当社グループは、生産の合理化と品質向上及び需要増加に伴う設備増強並びに研究開発を強化する目的で継続的に投資を行っております。当連結会計年度は新製品の開発及び製造に係る恒常的な投資など、総投資額4,523百万円の設備投資を行っております。

③ 資金調達の状況

当社グループでは当連結会計年度中にM&A関連等の資金需要のため、銀行からの借入金が前連結会計年度末比2,621百万円増加しております。

また、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と借入コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末日における借入コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

借入コミットメントの総額	6,000百万円
借入実行残高	—
未実行残高	6,000百万円

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社グループは、平成19年12月31日付けで、インパータユニットの研究開発、製造及び販売に関する事業をSunrise Co., Ltd.に譲渡いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得及び処分の状況

1) Jensen Devices AB

連結子会社でありましたJensen Devices AB（スウェーデン）は、全保有株式を売却したことに伴い連結範囲から除外しております。

2) VOGT electronic AG

連結子会社でありますVOGT electronic AGの株主割当増資に対して応募し、当社グループの同社に対する保有株式比率が78.1%から83.7%となっております。なお、これにより同社グループ子会社に対する保有株式比率も増加しております。

3) Panta GmbH

連結子会社でありますPanta GmbHに対する増資を行い、同社に対する保有株式比率が61%から76%となっております。

4) SUMIDA SHINTEX COMPANY LIMITED

平成19年3月、株式会社シンテックスとの間で株式譲渡契約を締結し、発行済株式の全てを取得し、100%子会社といたしました。なお、SUMIDA SHINTEX COMPANY LIMITED は平成20年1月にSUMIDA LCM COMPANY LIMITEDに社名変更しております。

5) VOGT electronic Letron GmbH

前連結会計年度において連結子会社でありましたVOGT electronic Letron GmbHは、平成19年11月に全保有株式を売却したことに伴い連結範囲から除外しております。

6) TAIWAN SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED

台湾においてマグネティックスの販売を行う100%子会社TAIWAN SUMIDA TRADING COMPANY LIMITEDを平成19年8月に設立し、連結子会社と致しました。

7) 勝美達電子股份有限公司

前連結会計年度において連結子会社でありました勝美達電子股份有限公司は、インバータユニット事業の譲渡に伴い平成19年12月に全保有株式を売却しております。

8) SUZHOU SUMIDA ELECTRIC CO., LTD.

前連結会計年度において連結子会社でありましたSUZHOU SUMIDA ELECTRIC CO., LTD. は、インバータユニット事業の譲渡に伴い平成19年12月に全保有株式を売却しております。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 50 期 (平成16年12月期)	第 51 期 (平成17年12月期)	第 52 期 (平成18年12月期)	第 53 期 (当連結会計年度) (平成19年12月期)
売 上 高 (百万円)	36,246	39,666	63,508	70,210
当 期 純 利 益 (百万円)	1,807	2,435	2,182	2,855
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	104.25	126.54	111.88	149.96
総 資 産 (百万円)	34,170	51,701	70,161	71,510
純 資 産 (百万円)	20,511	24,920	27,150	29,919
1 株 当 たり純資産額 (円)	1,175.67	1,285.44	1,383.75	1,486.13

- (注) 1. 売上高には、消費税は含まれておりません。
2. 第52期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
3. 第50期から第51期まで1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成14年9月25日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成14年9月25日)を適用しております。
4. 第50期及び第51期において1:1.1株の株式分割を行っております。なお、1株当たり当期純利益は期首に分割が行われたものとして計算しております。
5. 第52期から1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(改正企業会計基準第2号 平成18年1月31日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第4号 平成18年1月31日)を適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
S E C 株 式 会 社	千円 50,000	100	コイル事業統括
スミダ電機株式会社	千円 1,000,000	100 (100)	コイルの販売・研究開発
スミダコーポレートサービス株式会社	千円 25,000	100	グループ経営統括
東莞勝美達(太平)電機有限公司	千香港ドル 305,000	100 (100)	コイルの製造
Sumida Electric(H.K.)Company Limited	千香港ドル 132,000	100 (100)	コイルの製造・研究開発
SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED	千香港ドル 80,000	100 (100)	コイルの販売
SUMIDA CORPORATE SERVICE COMPANY LIMITED	千香港ドル 50	100	海外統括及び金融統括
SUMIDA SERVICE COMPANY LIMITED	千香港ドル 13,000	100 (100)	社内サービス
SUMIDA TRADING PTE LTD	千シンガポールドル 6,000	100 (100)	コイルの販売
SUMIDA AMERICA INC.	千米ドル * 48,636	100 (100)	コイルの製造・販売
SUMIDA DE MEXICO S.A. DE C.V.	千米ドル * 5	100 (100)	コイルの製造
SMD MARKETING (M) SDN. BHD.	千マレーシアドル 50	100 (100)	コイルの販売
SUMIDA Korea, Inc.	百万韓国ウォン 1,000	51 (51)	コイルの販売
SUMIDA TRADING (SHANGHAI) COMPANY LIMITED	千人民元 8,070	100 (100)	コイルの販売

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
TAIWAN SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED	千台湾ドル 30,000	100 (100)	コイルの販売
SUMIDA TRADING (KOREA) COMPANY LIMITED	百万韓国ウォン 250	100 (100)	コイルの販売
SUMIDA SHINTEX COMPANY LIMITED	千香港ドル 10,000	100 (100)	LCDモジュールの製造・販売
Sumida VOGT GmbH	千ユーロ 25	100	欧州事業統括
STELCO GmbH Electronic Components	千ユーロ 105	100 (100)	コイルの製造・販売
VOGT electronic AG	千ユーロ 5,849	83.7 (83.7)	持株会社
VOGT electronic Austria GmbH	千ユーロ 1,500	83.7 (83.7)	コンポーネントの製造
VOGT electronic Components GmbH	千ユーロ 25	83.7 (83.7)	コンポーネントの統括・販売
VOGT electronic EMS GmbH	千ユーロ 25	83.7 (83.7)	EMSの統括会社
VOGT electronic Lehesten GmbH	千ユーロ 1,100	83.7 (83.7)	EMS
VOGT electronic de Mexico S.A. de C.V.	千メキシコペソ 50	61.9 (61.9)	コンポーネントの製造
VOGT electronic of North America, Inc.	千米ドル 350	83.7 (83.7)	コンポーネントの販売
VOGT electronic Obernzell GmbH	千ユーロ 5,025	83.7 (83.7)	コンポーネントの製造
VOGT electronic Romania S.R.L.	千ユーロ 698	83.7 (83.7)	コンポーネントの製造
VOGT electronic Shanghai Co., Ltd.	千人民元 37,905	83.7 (83.7)	コンポーネントの製造
VOGT electronic Slovenija, d. o. o.	千ユーロ 503	61.9 (61.9)	コンポーネントの製造

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
vogtronics GmbH	千ユーロ 25	61.9 (61.9)	コンポーネントの製造・販売
Panta GmbH	千ユーロ 26	76 (76)	フラット・ケーブルの製造・販売

(注) 1. * : 資本準備金を含んでおります。

2. 議決権比率の () 内の数字は間接所有比率であります。

3. SUMIDA SHINTEX COMPANY LIMITEDは平成20年1月にSUMIDA LCM COMPANY LIMITEDに社名変更しております。

(4) 対処すべき課題

① 持続的成長と収益性の維持

当社グループは平成15年度にスタートした中期経営計画（平成19年度までに売上高1,000億円、EBITDA（金利・税金・償却前利益）100億円の基盤構築を目指す）を推進し、企業規模の拡大に努めるとともに、社員の意識と企業の体力を高め体質を改善することを目指して参りました。

同計画の終了を迎え、売上高では目標に及ばない結果となりましたが、既存事業の着実な成長と欧州における大型買収の実現等を通じ、1,000億円企業への確実な基盤作りは達成されました。

来事業年度よりは新たな中期経営計画を策定し、既存事業の拡大及び事業提携・企業買収を通じた成長により、成長の更なる持続拡大と収益性の維持改善を目指して参ります。

② 環境変化に応じた迅速柔軟な経営

変化の激しい事業環境に適切に対処していくためには、益々機動力のある柔軟な経営姿勢が求められています。当社は委員会設置会社としての適切なコーポレートガバナンス体制の下で、執行役に大幅な権限を委譲し、グループ全体の業務執行のスピードの向上を図るとともに、事業の採算性を常に見直し、低採算事業を果敢に圧縮する一方、採算性の高い事業にフォーカスし、資源の効率的な配分を行うべく努めております。

当事業年度においては、新たに任命した2名の執行役COOの下に事業ラインを再編成、責任を明確化し、大幅な権限委譲を通じたより迅速な事業活動を目指して参りましたが、引続き事業の選択と集中を通じ、環境変化に適応した経営を追求して参ります。

③ コーポレートガバナンス

経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めていくことがコーポレートガバナンスの基本であり、経営の最重要課題の一つと認識しています。特に、業務執行権限を大幅に委譲した「執行」「監督」分離体制の下でのガバナンスの役割は極めて重要であり、両者が効果的かつ効率的に機能する仕組みを常に追求し、より適切なガバナンスの実現を図っております。

④ 企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility)

企業に求められる法的・経済的・社会的責任がより高次なものとなり、積極的な社会への貢献、具体的な行動が求められている現況下、誠実性 (integrity)、規律 (discipline)、常識 (common sense) という基本的な考え方に基づいた事業の遂行により社会的責任を果たしつつ、法務・コンプライアンス機能の強化、環境問題への積極的な取組み、また奨学金給付の実施等の施策を通じ、社会的な信頼を更に高めるべく様々な取組みに努めております。

(5) 主要な事業内容 (平成19年12月31日現在)

事業内容	主要製品
コイルビジネス	DC/DCコンバータ用トランス、スイッチング電源用トランス、ストロボ用発振トランス、ノイズフィルターコイル、DC/DCコンバータユニット、パワーインダクタ、I F T / R F コイル、キーレスエントリーアンテナコイル、ADSL用モデムトランス、データ用ラインフィルター、アンテナコイル、映像用フィルター、信号用インダクタ、RF-ID、四方弁コイル、CCFL駆動用インバータトランス、CCFL駆動用インバータユニット、ABSコイル、インジェクションコイル、アンテナコイル、センサーコイル、ノイズフィルター
VOGTビジネス/コンポーネント事業	アンテナコイル、センサーコイル・モジュール、イグニッションコイル・モジュール、ノイズフィルター、xDSLスプリッターモジュール、DC/DCコンバータ用トランス
VOGTビジネス/EMS事業	パワーステアリング用制御ユニット、GPSアンテナ、盗難防止用制御ユニット、ディーゼルエンジン用制御ユニット、パワーサプライ

(6) 当社グループの主要拠点等（平成19年12月31日現在）

本社	東京都中央区（当社）
事業統括	SEC株式会社（東京都中央区）、Sumida VOGT GmbH（ドイツ）、VOGT electronic AG（ドイツ）
国内営業拠点	スミダ電機株式会社（東京都中央区、横浜市、大阪市、名古屋市、その他4箇所）
海外営業拠点	SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED（香港）、SUMIDA TRADING PTE LTD（シンガポール）、SUMIDA AMERICA INC.（米国）、SMD MARKETING (M) SDN. BHD.（マレーシア）、SUMIDA Korea, Inc.（韓国）、STELCO GmbH Electronic Components（ドイツ）、VOGT electronic Austria GmbH（オーストリア）、SUMIDA TRADING (SHANGHAI) COMPANY LIMITED（中国）、VOGT electronic Components GmbH（ドイツ）、VOGT electronic EMS GmbH（ドイツ）、vogtronics GmbH（ドイツ）、VOGT electronic Lehesten GmbH（ドイツ）、VOGT electronic of North America, Inc.（米国）、VOGT electronic Shanghai Co.,Ltd.（中国）、Panta GmbH（ドイツ）、SUMIDA SHINTEX COMPANY LIMITED（香港）、SUMIDA TRADING (KOREA) COMPANY（韓国）、TAIWAN SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED（台湾）
国外生産拠点	Sumida Electric (H. K.) Company Limited（香港）、東莞勝美達（太平）電機有限公司（中国）、SUMIDA AMERICA INC.（米国）、SUMIDA DE MEXICO S.A. DE C.V.（メキシコ）、VOGT electronic Austria GmbH（オーストリア）、STELCO GmbH Electronic Components（ドイツ）、VOGT electronic Obernzell GmbH（ドイツ）、VOGT electronic Romania S.R.L.（ルーマニア）、vogtronics GmbH（ドイツ）、VOGT electronic de Mexico S.A. de C.V.（メキシコ）、VOGT electronic Slovenija, d.o.o.（スロベニア）、VOGT electronic Lehesten GmbH（ドイツ）、VOGT electronic Shanghai Co., Ltd.（中国）、Panta GmbH（ドイツ）、SUMIDA SHINTEX COMPANY LIMITED（香港）
国内開発拠点	スミダ電機株式会社（東京都中央区、宮城県名取市）
国外開発拠点	Sumida Electric (H. K.) Company Limited（香港）、東莞勝美達（太平）電機有限公司（中国）、SUMIDA AMERICA INC.（米国）、SUMIDA Korea, Inc.（韓国）、STELCO GmbH Electronic Components（ドイツ）、VOGT electronic Austria GmbH（オーストリア）、VOGT electronic Components GmbH（ドイツ）、vogtronics GmbH（ドイツ）、VOGT electronic Shanghai Co., Ltd.（中国）、VOGT electronic de Mexico S.A. de C.V.（メキシコ）

(7) 使用人の状況（平成19年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
20,805名	2,900名減

- (注) 1. 使用人数は就業員数であります。
2. 従業員数が前連結会計年度末比2,900名減少しております。構造改革による拠点の統廃合及び生産の合理化によるものです。
3. 使用人数には委託加工先の使用人数を含めて表示しております。

② 当社の使用人の状況

当社は純粋持株会社であるため使用人はおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成19年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	7,360百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,725
株式会社りそな銀行	3,750
株式会社みずほコーポレート銀行	3,645

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 当社は、平成17年6月29日に東京国税局より、平成14年12月期及び平成15年12月期の2事業年度について、香港子会社のSumida Electric (H.K.) Company Limitedはタックスヘイブン対策税制の適用会社であるという判断による更正処分の通知を受けました。更正を受けた所得金額は約18億円でしたが、繰越欠損金との相殺により税金の納付はありませんでした。当社はこの更正処分に不服であり、平成17年8月29日に東京国税不服審判所に対して審査を請求しましたが、平成20年1月24日に当社の請求は棄却されました。今後は裁判にて当社の主張を訴える予定であります。
- ② 当社がその株式14.9%を間接保有する、台湾法人勝美達電子股份有限公司は、ICチップ供給元の一社であるO2マイクロ社からそのインバータモジュール製品に関し特許侵害訴訟を提起されて争っていましたが、平成18年4月に米国テキサス州連邦地裁において敗訴判決を受けるとともに、当該訴訟の対象であるMPS社製ICチップにつき使用を差止めるとの命令を受けました。同社はこれら処分を不服として、平成18年5月にワシントンDCの連邦高裁に控訴しました。当該控訴は現在係属中となっております。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 70,000,000株
- ② 発行済株式の総数 19,944,317株
- ③ 株主数 6,172名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
ヤワタビル株式会社	5,150千株	26.81%

(注) 出資比率は自己株式(731,097株)を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成19年12月31日現在)

平成15年5月30日の代表執行役決定書による新株予約権

- ・新株予約権の数
2,797個(新株予約権1個につき121株)
- ・新株予約権のうち自己新株予約権の数
—
- ・新株予約権の目的である株式の数
338,437株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり0円
- ・新株予約権の行使に際し出資される財産の価額
1個当たり167,900円(1株当たり1,679円)
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり840円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成15年6月10日から平成20年3月31日までの間
- ・新株予約権の行使の条件
 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社または当社連結子会社の取締役、執行役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職の場合にはこの限りではない。
 2. 新株予約権者が死亡した場合は、権利行使期間中の死亡に限り、相続人は新株予約権付与契約書に定めるところにより権利行使することができる。

3. その他の条件は、代表執行役が決定する。
 ・当社従業員の保有状況

	行 使 期 間	新株予約権 の 数	目的である 株 式 の 数	保 有 者 数
執 行 役	平成15年6月10日 ～平成20年3月31日	666個	80,586株	1名
社内取締役	平成15年6月10日 ～平成20年3月31日	50	6,050	1
社外取締役	平成15年6月10日 ～平成20年3月31日	60	7,260	3

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人などに対し交付した新株予約権の状況
 該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

上記のほか、旧商法第341条ノ2の規定に基づき円貨建転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

[円貨建転換社債型新株予約権付社債]

	事業年度末現在（平成19年12月31日）
新株予約権の数	1,600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,201,280株
新株予約権行使時の1株当たりの払込金額	2,499円
新株予約権の行使期間	原則として平成17年2月1日から平成21年1月13日（スイス時間）までの間
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の払込金額及び資本組入額	払込金額 2,499円 資本組入額 1,250円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権付社債の所持人が本新株予約権を行使したときは、当該本新株予約権に係る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び執行役の状況（平成19年12月31日現在）

氏名	当社における地位及び担当	他の法人等の代表及び社外役員の重要な兼任状況
八幡 滋行	取締役兼 代表執行役 CEO (取締役会議長)	
趙 家驥	取締役兼 代表執行役グループ プレジデント	
ロバート・バターンソン	取締役 (指名委員、報酬委員)	ペニンシュラ・エクイティー・パートナーズ 代表取締役
アショック・メルワニ	取締役 (指名委員)	エイビーメルワニ社 CEO
小泉 忠一	取締役 (監査委員会議長)	(株)データ・アプリケーション 社外監査役
松橋 宏	取締役 (監査委員)	
近藤 和英	取締役 (報酬委員会議長)	味の素(株) 社外監査役
鶴 正登	取締役 (指名委員会議長)	NOK(株) 代表取締役会長兼社長
宮城 孝太郎	取締役 (監査委員)	グロービテック・ジャパン(株) 代表取締役
ウルリッヒ・リュッツ	取締役 (報酬委員)	
鴨下 秀夫	取締役	
松田 三郎	代表執行役 CFO	
栖関 智晴	執行役 COO	
ハンス・ヨアヒム・ディトロフ	執行役 COO	

- (注) 1. 取締役ロバート・バターンソン氏、アショック・メルワニ氏、松橋宏氏、近藤和英氏、鶴正登氏、宮城孝太郎氏及びウルリッヒ・リュッツ氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は任意で社外取締役全員から構成される独立取締役会を設置しております。
議長：宮城孝太郎氏

3. 当社は法定委員会（指名、監査及び報酬委員会）以外に任意で戦略委員会を設置しております。

「戦略委員」： 宮城孝太郎氏（議長）、八幡滋行氏、趙家驥氏、ロバート・パターソン氏、アショック・メルワニ氏、ウルリッヒ・リュッツ氏

4. 監査委員の松橋宏氏は当社取締役就任前に大手商社の財務部門に約30年間勤務した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の決定方針及び当該方針の内容

(1) 基本方針

当社の「報酬委員会憲章」では、当委員会の活動指針並びに目的及び責任を次のように謳っております。

1) 活動指針

「スミダグループが常に世界の上位20%に入る優秀な人材を確保するための報酬体系を構築する。その目的を達成するために必要とされるレベルの報酬を設定する。」

2) 目的及び責任

「報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬の基準を公平かつ適正に定めることを目的とする。」

これらを取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する基本方針とし、当期に関する具体的な方針は次の各項のように決めました。

(2) 決定及び開示の範囲

報酬委員会が決定及び開示する「取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の額」の範囲は、透明性を高めるために、当社グループから支給する報酬額の総額とする。

(3) 取締役報酬

取締役報酬は、執行役に対する監督を健全に機能させるため、業績連動報酬は採用せず、固定報酬とする。報酬の水準は、各取締役の役職、職責及び勤務時間等を反映し、また経済動向及び当社経営環境を考慮して設定する。取締役の報酬は次の4つから構成される。なお、執行役との兼務者には取締役報酬は支給しない。

- 1) 基本報酬
取締役としての職責に対する報酬（指名・報酬委員の職責に対する報酬を含む）
- 2) 監査委員報酬
監査委員としての職責に対する報酬
- 3) 戦略委員報酬
戦略委員が提供する知識・見識に対する報酬
- 4) 常勤者報酬
常勤の取締役に対する報酬

(4) 執行役報酬

執行役報酬は、業務執行に対するインセンティブの維持・向上を図るため、固定報酬に加えて業績連動報酬を採用する。執行役の報酬は次の4つから構成される。

- 1) 基本報酬
基本報酬は各執行役の役職、職責、子会社役員の兼任状況を考慮した固定報酬とする。金額は従前の業務実績などを考慮し、また前期報酬実績等との比較衡量を行うことにより決定する。
- 2) 短期インセンティブ（賞与）
短期的なインセンティブの維持・向上を図るための報酬で、各執行役の役職、職責に応じて基準額を設定する。期首に設定した業績目標とグループ全体または担当職務の業績の達成度に応じて支給額を増減する。また、顕著な功績があったと報酬委員会が認めた場合はこれとは別に賞与を支払う場合がある。
- 3) 長期インセンティブ
中長期のインセンティブの維持・向上、人材流出の防止のための報酬。中期経営計画に対応するもので、当期中の支給はなし。
- 4) 年金制度
退職後（68歳以降）の生活安定のための制度。

③ 取締役及び執行役に支払った報酬等の総額

(対象期間：平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)

区 分	報酬委員会決議に基づく確定金額		報酬委員会決議に基づく金銭以外の報酬		合 計
	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給額 (百万円)
執 行 役	5	465	1	18	483
社内取締役	2	17	—	—	17
社外取締役	7	60	—	—	60
合 計	14	542	1	18	560

- (注) 1. 期末現在の人員は、執行役5名、社内取締役4名、社外取締役7名で、執行役5名の内2名は社内取締役に兼任しているため、役員の総数は14名です。執行役と社内取締役の兼任者については、取締役報酬を支給していないため、執行役の欄に総額・支給人員を記載しており、社内取締役の欄には含まれておりません。
2. 取締役及び執行役に対する金銭以外の報酬（職務遂行の対価である財産上の利益の額）は役員用の借上げ社宅であります。
3. 執行役の報酬の中には年金制度への拠出金が含まれております。

④ 社外取締役に關する事項

(1) 他の会社の業務執行取締役等及び社外役員の重要な兼任状況

上記①取締役及び執行役の表に記載のとおりです。当社と兼任している他の法人等との間には、取引関係等の関係はいずれもありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

- 1) 社外取締役は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。
- 2) 社外取締役は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはありません。
- 3) 社外取締役は、いずれも当社の取締役・執行役と三親等以内の親族関係はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

1) 各社外取締役の活動状況

イ. ロバート・バターソン氏

当期開催の取締役会の全会に出席し、主として米国企業の企業統治例の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

当期開催の指名委員会の全会に出席し、当社の事業展開にふさわしい取締役会・執行役の陣容・構成、求められる取締役・執行役像を検討しそれを実現する観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

当期開催の報酬委員会の全会に出席し、取締役及び執行役の報酬の基準を公平かつ適正に定める観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

また、当期開催の戦略委員会において、当社の企業価値を高め、中期Visionを実現するための戦略策定に必要な発言を適宜行っております。

ロ. アショック・メルワニ氏

当期開催の取締役会の全会に出席し、主として企業経営者の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

当期開催の指名委員会の全会に出席し、当社の事業展開にふさわしい取締役会・執行役の陣容・構成、求められる取締役・執行役像を検討しそれを実現する観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

また、当期開催の戦略委員会において、当社の企業価値を高め、中期Visionを実現するための戦略策定に必要な発言を適宜行っております。

ハ. 松橋 宏氏

当期開催の取締役会の全会に出席し、主として財務・会計の知識・経験及び商社的な観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

当期開催の監査委員会の全会に出席し、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し、企業価値の向上に結びつけるという観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

ニ. 近藤 和英氏

当期開催の取締役会の全会に出席し、主として財務・会計の専門家の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

また、報酬委員会議長として、取締役及び執行役の報酬の基準を公平かつ適正に定める観点から議案審議を主導し、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の方針及び額を決定しました。

ホ. 鶴 正登氏

当期開催の取締役会のほぼ全会に出席し、主として企業経営者の観点及び自動車産業に関する見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

また、指名委員会議長として、当社の事業展開にふさわしい取締役会・執行役の陣容・構成、求められる取締役・執行役像を検討しそれを実現する観点から議案審議を主導し、取締役候補者の決定と執行役候補者の推薦を行っております。

ヘ. 宮城孝太郎氏

当期開催の取締役会の全会に出席し、主として企業経営者の観点及び電機業界に関する見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

当期開催の監査委員会のほぼ全会に出席し、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し、企業価値の向上に結びつけるという観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

戦略委員会議長として、当社の企業価値を高め、中期Visionを実現するための戦略策定に必要な発言を適宜行っております。

また、独立取締役会議長として、公平・公正な観点から審議を主導し、独立取締役会の見解を取りまとめました。

ト. ウルリッヒ・リュッツ氏

平成19年3月21日就任以降に開催の取締役会の全会に出席し、主として企業経営者の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜

行っております。

平成19年3月21日就任以降に開催の報酬委員会の全会に出席し、取締役及び執行役の報酬の基準を公平かつ適正に定める観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

また、平成19年3月21日就任以降に開催の戦略委員会において、当社の企業価値を高め、中期Visionを実現するための戦略策定に必要な発言を適宜行っております。

2) 独立取締役会

当社は前期より、株主を代表する立場から、より良いコーポレート・ガバナンスや取締役会のあり方を議論するため、社外取締役全員から構成される独立取締役会を設置しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する規定を定款に置いております。当該規定に基づき、当社と社外取締役の7名は責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。但し、責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限定しております。

(5) 親会社または子会社から受けている報酬等の総額

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 新日本監査法人
- ② 報酬等の額

当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	5,700万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	6,300万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 連結子会社の監査

海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国法令を含む）の規定によるものに限る。）を受けております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委員の全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、監査委員会は会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性等を勘案し、再任もしくは不再任の検討を毎年行います。

(5) 業務の適正を確保する体制

- ① 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループでは、グループのビジョン、経営の基本原則、コミットメント、行動規範、企業統治原則、環境理念を集約した「スミダの経営に関する諸原則」を制定しており、代表執行役は他の執行役及び使用人が当原則に則った職務執行を行うことの確保及び遵守状況の監視を行うシステムを構築する。具体的事項としては次の事項を行う。

- イ. 「スミダの経営に関する諸原則」はイントラネットに日・英・中の3ヶ国語で掲示するほか冊子を配布し、随時これを確認することができるようにし、企業集団全体に周知徹底する。また、スミダアカデミー及びコンプライアンス・オフィスは当原則の教育を行う。内部監査室はこれらの遵守状況を監視、検証する。
 - ロ. コンプライアンスについてはコーポレート・ガバナンスの根幹であるとの認識のもと、単なる法令の遵守という問題に限定せず、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility(CSR)）をIntegrity（誠実性）、Discipline（規律）、Common Sense（常識）に基づき積極的に果たしていく活動と位置づけ、コンプライアンス・オフィスを中心に企業集団全体の体制整備及びモニタリング活動に努める。
 - ハ. コンプライアンス・オフィス及び内部監査室は以上の活動状況を代表執行役CEO及び監査委員会に報告する。また、その概要を取締役に報告する。
- ニ. 代表執行役は内部統制の有効性を検証する。

② 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表執行役は職務執行に係る重要情報を規程に従い保存期間及び保存場所を明確にして集中管理を行い、取締役は常時閲覧可能とする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表執行役CEOはリスク管理の最高責任者であるチーフ・リスクマネジメント・オフィサーとして、リスク管理を担当する組織として、リスクマネジメント・コミッティー及びその実施機関としてリスクマネジメント・オフィスを設置する。リスクマネジメント・オフィスはリスク管理規程を整備するとともに、海外を含むグループの主要事業拠点にリスクマネジメント・モニターを配置し、グローバルな観点から、将来予想されるリスクを洗い出し、分析し、リスクの回避、予防、分散策を策定するとともに、万一発生した場合の損失を最小化するための対応方法を検討する。執行役及び使用人は規程に従って業務遂行に努める。内部監査室は以上の運用状況を監視、検証する。リスクマネジメント・オフィス及び内部監査室は以上の状況を代表執行役CEO及び監査委員会に報告する。また、その概要を取締役に報告する。

④ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役は「スミダの経営に関する諸原則」に則り、妥当な意思決定体制の確保と運用及びそれらの監視を行うシステムを構築し、経営効率を高める。具体的事項としては次の事項を行う。

- イ. 代表執行役にはそれぞれ諮問機関を置き、重要な意思決定を行う際は諮問機関メンバーの意見を聴取し、十分に検討を行うこととする。
- ロ. 代表執行役は職務権限並びに妥当な意思決定ルールを制定し、その運用状況を定期的に検証する。
- ハ. 代表執行役は意思決定事項に係る業務の達成状況を定期的にレビューし、結果をフィードバックすることを通じて、経営、事業遂行の一層の妥当性及び効率性を確保する。
- ニ. 代表執行役は職務遂行に不可欠な情報の適切かつ迅速な収集、分析と伝達、及び必要な情報の共有と蓄積等を通じ、適切かつ迅速な意思決定を確保する。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は純粋持株会社であり、事業は子会社等のグループ会社が行っているため、取締役・執行役は常に企業集団全体の統治を念頭におきその業務を行う。また、監査委員会はグループ会社の監査役等と連携し監査活動を行う。

コンプライアンス・オフィス、リーガル・オフィス、リスクマネジメント・オフィス、内部監査室の強化・充実を図り、これらの内部統制組織は当社のみならず企業集団全体の内部統制を担当するものとする。

⑥ 監査委員の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織を内部監査室、事務局をコーポレートガバナンス・オフィスとし、その人事異動、組織変更等の最終決定は監査委員会の承認を得なければならないこととする。

⑦ 執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員への報告に関する体制

代表執行役CEOは、執行役及び使用人が下記の事項を監査委員会に報告をするためのルールを制定し、監査委員会に報告することとする。また、その概要を取締役会に報告する。

- イ. 会社に著しい損害及び利益を及ぼす可能性のある事実
- ロ. 取締役・執行役の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生するおそれもしくは発生した場合は、その事実
- ハ. 月次会計資料
- ニ. 内部監査報告書
- ホ. 主要な部門の月次報告書
- ヘ. その他の重要事項

⑧ 監査委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 内部監査室は年度監査方針・計画の策定にあたっては、監査委員会と事前協議を行うこととする。また内部監査室は監査委員会に内部監査の実施状況と結果を報告するものとする。更に監査委員会は必要に応じて、内部監査室に追加監査の実施を求めることができるものとする。
- ロ. 会計監査人は監査委員会に期初に監査計画の説明を行い、期中の監査の状況、期末の監査の結果等について監査委員会に定期的に報告を行うものとする。また、会計監査人は監査委員会と必要に応じて協議を行うものとする。
- ハ. 会計監査人の執行役からの独立性を確保するとともに必要な監査活動を保証するために、会計監査人の報酬の決定は監査委員会の承認を要することとする。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、連結業績に連動した株主への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、将来における事業拡大と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を充実させながら、基準配当性向（25～30%）を安定的に維持することを中長期的な方針としております。尚、当社は会社法第459条に基づき、取締役会の決議によって「基準日を定めて剰余金の配当をすることができる」旨を定款に定めております。剰余金の配当につきましては、年間事業計画及び基準配当性向（25～30%：日本国内に加えて海外の株主を考慮し、東証一部上場の優良企業及びアメリカ、ヨーロッパ等海外企業の配当水準を参考にして設定いたしました）に基づき、年間配当額を決定し、それを4分割した金額を四半期毎に支払う方針であります。

上記の基本方針を踏まえて、当事業年度に係る剰余金の配当は、各四半期配当として1株につきそれぞれ10円で、年間としてお支払いする剰余金の配当は前期と同じく1株につき40円と致しました。

(注) 当事業年度に係る剰余金の配当の明細は以下のとおりであります。

取締役会決議日	該当四半期	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年4月23日	第1四半期	189	10.00	平成19年3月31日	平成19年5月21日
平成19年7月27日	第2四半期	189	10.00	平成19年6月30日	平成19年8月20日
平成19年10月31日	第3四半期	192	10.00	平成19年9月30日	平成19年11月19日
平成20年2月18日	第4四半期	192	10.00	平成19年12月31日	平成20年3月6日

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成19年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	39,658	流 動 負 債	25,839
現金及び預金	9,181	支払手形及び買掛金	4,433
受取手形及び売掛金	12,597	短 期 借 入 金	14,673
棚 卸 資 産	9,814	1年以内返済予定長期借入金	1,523
繰延税金資産	1,894	未 払 金	1,565
そ の 他	6,207	未 払 費 用	1,598
貸倒引当金	△35	未払法人税等	928
固 定 資 産	31,852	繰延税金負債	369
有 形 固 定 資 産	19,876	為 替 予 約	46
建物及び構築物	11,450	そ の 他	704
機械装置及び運搬具	24,017	固 定 負 債	15,752
工具器具及び備品	7,881	転換社債型新株予約権付社債	8,000
土 地	1,367	長 期 借 入 金	3,563
建設仮勘定	2,282	退職給付引当金	1,046
減価償却累計額	△27,121	繰延税金負債	566
無 形 固 定 資 産	7,873	リ ー ス 債 務	1,051
借 地 権	458	そ の 他	1,526
ソフトウェア	290	負 債 合 計	41,591
の れ ん	6,495	純 資 産 の 部	
そ の 他	630	株 主 資 本	28,657
投資その他の資産	4,103	資 本 金	7,217
投資有価証券	881	資 本 剰 余 金	7,030
繰延税金資産	1,852	利 益 剰 余 金	15,934
そ の 他	1,370	自 己 株 式	△1,524
資 産 合 計	71,510	評価・換算差額等	△103
		その他有価証券評価差額金	△82
		繰延ヘッジ損益	△27
		為替換算調整勘定	6
		少 数 株 主 持 分	1,365
		純 資 産 合 計	29,919
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	71,510

連 結 損 益 計 算 書

(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		70,210
売 上 原 価		53,102
売 上 総 利 益		17,108
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,396
営 業 利 益		4,712
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	132	
為 替 差 益	28	
そ の 他	50	210
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	426	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	68	
そ の 他	60	554
経 常 利 益		4,368
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,028	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	103	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	370	3,501
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	193	
構 造 改 革 費 用	2,267	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,383	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	162	
そ の 他	250	4,255
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,614
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,740	
法 人 税 等 調 整 額	△1,034	
少 数 株 主 に 帰 属 す る 利 益	53	759
当 期 純 利 益		2,855

連結株主資本等変動計算書

(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
前連結会計年度末残高	6,961	6,775	13,642	△1,522	25,856
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	256	255			511
剰余金の配当			△781		△781
当期純利益			2,855		2,855
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分			△0	0	△0
持分法適用会社除外に伴う剰余金増加額			218		218
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	256	255	2,292	△2	2,801
当連結会計年度末残高	7,217	7,030	15,934	△1,524	28,657

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少数株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損	為替調整勘定	評価・換算差額等合計		
前連結会計年度末残高	29	96	186	311	984	27,151
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						511
剰余金の配当						△781
当期純利益						2,855
自己株式の取得						△2
自己株式の処分						△0
持分法適用会社除外に伴う剰余金増加額						218
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△111	△123	△180	△414	381	△33
連結会計年度中の変動額合計	△111	△123	△180	△414	381	2,768
当連結会計年度末残高	△82	△27	6	△103	1,365	29,919

【連結注記表】

1. 記載金額は百万円未満を四捨五入で表示しております。

(表示金額単位の変更)

連結計算書類に掲記される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

2. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

3. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社 35社

国内子会社

S E C株式会社

スミダ電機株式会社

スミダコーポレートサービス株式会社 計3社

在外子会社

東莞勝美達(太平)電機有限公司

Sumida Electric (H.K.) Company Limited

SUMIDA CORPORATE SERVICE COMPANY LIMITED

SUMIDA SERVICE COMPANY LIMITED

SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED

SUMIDA TRADING PTE LTD.

SMD MARKETING (M) SDN. BHD.

SUMIDA AMERICA INC.

SUMIDA DE MEXICO S.A. DE C.V.

SUMIDA Korea, Inc.

STELCO GmbH Electronic Components

Sumida VOGT GmbH

SUMIDA TRADING (SHANGHAI) COMPANY LIMITED

VOGT electronic AG

VOGT electronic Austria GmbH

VOGT electronic Components GmbH

VOGT electronic EMS GmbH

VOGT electronic Lehesten GmbH

VOGT electronic de Mexico S.A. de C.V.

VOGT electronic of North America, Inc.

VOGT electronic Obernzell GmbH

VOGT electronic Romania S.R.L.

VOGT electronic Shanghai Co., Ltd.

VOGT electronic Slovenija, d.o.o.

vogtronics GmbH

ISMART GLOBAL LIMITED

Panta GmbH

SUMIDA SHINTEX COMPANY LIMITED

SUMIDA TRADING (KOREA) COMPANY LIMITED

TAIWAN SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED

M. SUMIDA ELECTRIC SDN. BHD.

SUMIDA ELECTRONICA DE MEXICO 計32社

なお、M. SUMIDA ELECTRIC SDN. BHD. 及びSUMIDA ELECTRONICA de MEXICOにつきましては現在清算手続中であります。

(注) SUMIDA SHINTEX COMPANY LIMITEDは、平成20年1月にSUMIDA LCM COMPANY LIMITEDに社名変更しております。

- ② 非連結子会社 非連結子会社はありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況
持分法を適用した非連結子会社または関連会社はありません。
- (3) 連結の範囲及び持分法の適用範囲の変更に関する事項
 - ① 連結の範囲の変更
 - ・平成19年8月に台湾に設立したTAIWAN SUMIDA TRADING COMPANY LIMITEDを今連結会計年度より連結範囲に含めております。
 - ・Jensen Devices AB (スウェーデン)、VOGT electronic Letron GmbH (ドイツ)については、保有株式を売却したことにより連結範囲から除外しております。
 - ・VOGT electronic Ukraina TzOV (ウクライナ)については、清算したことにより連結範囲から除外しております。
 - ・勝美達電子股份有限公司及びSUZHOU SUMIDA ELECTRIC CO., LTD.については、インバータユニット事業の譲渡に伴い保有全株式を売却したことにより連結範囲から除外しております。
 - ② 持分法適用範囲の変更
 - ・前連結会計年度において持分法適用の関連会社でありましたArima Devices Corp. は、株式が優先株式(無議決権株式)となったことから、一時保有の投資有価証券とし持分法の適用から除外しております。
 - ・当中間連結会計期間において持分法適用の関連会社でありました株式会社シンテックスは、その後破産会社となったため、持分法の適用から除外しました。
- (4) 連結子会社の決算日等に関する事項
連結子会社の事業年度末日は連結決算日と同一であります。
- (5) 会計処理基準に関する事項
 - ① 在外連結子会社の会計処理基準
在外連結子会社の採用する会計処理基準は、現地において一般に公正妥当と認められる会計処理基準に従っております。
 - ② 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)
 - ③ デリバティブの評価方法
時価法(為替予約の振当処理を除く)
 - ④ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
主として総平均法による原価法
一部の在外連結子会社については、総平均法等による低価法を採用しております。

⑤ 有形固定資産の減価償却の方法

主として定率法

一部の在外連結子会社については、定額法

但し、親会社は、平成10年4月1日以降に取得した建物（除く附属設備）については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～65年
機械装置及び運搬具	2～16年
工具器具及び備品	2～20年

⑥ 無形固定資産の減価償却の方法

定額法

自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

海外子会社において連結子会社取得時に生じたのれんについては、国際財務報告基準第3号（企業結合）に基づき償却しておりません。

⑦ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における少数株主持分及び為替換算調整勘定に含めております。

⑧ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については、貸倒実績率に基づいた会社所定の繰上率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して必要額を計上しております。

退職給付引当金……………

従業員の退職給付に備えるため、一部の海外連結子会社において当連結会計年度末における退職給付債務の見込み額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑨ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、在外連結子会社においては所在国の会計処理基準によっており、すべてのファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に準じて会計処理を行っております。

⑩ 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法……………

繰延ヘッジ処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ方針……………

主に親会社の内規である「市場リスク管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段……為替予約

- ヘッジ対象……外貨建予定取引
ヘッジ対象の時価変動とヘッジ手段の時価変動を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。
- (ハ) ヘッジの有効性評価の方法……
- ⑪ 連結納税制度の適用
親会社及び国内連結子会社では連結納税制度を適用しております。
- ⑫ 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
但し、資産に係る控除対象外消費税については、発生会計期間の期間費用として処理しております。
- ⑬ 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- ⑭ 会計方針の変更
〈固定資産の減価償却方法の変更〉
当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。
これによる損益に与える影響は軽微であります。
- ⑮ 表示方法の変更
前連結会計年度において、「営業権」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「のれん」と表示しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保提供資産
該当事項はありません。
- (2) 担保に係る債務の金額
該当事項はありません。
- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 27,121百万円
- (4) 期末日満期手形
年度末日が金融機関休業日であるため、期末日満期手形は満期日に交換が行われたものとみなして処理しております。
期末日満期受取手形 60百万円
- (5) 偶発債務
- ① 親社は、平成17年6月29日に東京国税局より、平成14年12月期及び平成15年12月期の2事業年度について、香港子会社のSumida Electric (H.K.) Company Limitedはタックスヘイブン対策税制の適用会社であるという判断による更正処分の通知を受けました。更正を受けた所得金額は約18億円でしたが、繰越欠損金との相殺により税金の納付はありませんでした。当社はこの更正処分に不服であり、平成17年8月29日に東京国税不服審判所に対して審査を請求しましたが、平成20年1月に当社の請求は棄却されました。今後は裁判にて当社の主張を訴える予定であります。他方、平成16年12月期以降の税務調査未了年度については過少申告加算税（約10%~15%）の追徴を避けるため、確定申告書上は調査対象年度の更正を受け入れた場合を想定して税額を計算し納付しており、更正を受け入れなかった場合との差額は還付可能性があるかと判断し、その他流動資産に含めて表示しております。裁判所の裁定が当社の敗訴の場合は、その他流動資産に含めて表示されている628百万円及び調査対象年度以降、当連結会計年度までに更正を受け入れた場合を想定して税額を計算した場合に計上さ

- れる78百万円の合計706百万円が税金費用として計上されます。
- ② 親社がその株式14.9%を間接保有する、台湾法人勝美達電子股份有限公司は、ICチップ供給元の一社である02 Micro社からそのインバータモジュール製品に関し特許侵害訴訟を提起されて争っていましたが、平成18年4月に米国テキサス州連邦地裁において敗訴判決を受けるとともに、当該訴訟の対象であるMPS社製ICチップにつき使用差止めとの命令をも受けました。同社はこれら処分を不服として、平成18年5月にワシントンDCの連邦高裁に控訴しました。当該控訴は現在係属中となっています。他方、勝美達電子股份有限公司は、02 Micro社と熾烈な特許係争を繰り広げていたMPS社との取決めにより、過去両社間で交わっていた損害補償契約に代えて、将来対02 Micro社訴訟で勝美達電子股份有限公司の敗訴が確定したり、同社が02 Micro社と和解に至る等、紛争解決の条件が整ったときには総額US\$7.350百万を上限としてMPS社がその金銭的負担に任ずるとし、上記上限額を以ってMPS社出捐の担保金が確保されています。そのため、敗訴ないし和解により勝美達電子股份有限公司に発生する可能性のある損害については、格別損害見積費用を計上していません。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式総数

株式の種類	前連結会計年度末の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	19,640,002	304,315	—	19,944,317

(注) 発行済株式総数の増加は、新株予約権の権利行使による新株発行による増加であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	730,306	825	34	731,097

(注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取請求による増加825株であります。
2. 自己株式の数の減少は、単元未満株式の買増請求による減少34株です。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度に行った剰余金の配当に関する事項

普通株式

イ. 平成19年2月26日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

- ・ 配当金の総額 189百万円
- ・ 1株当たりの配当額 10.00円
- ・ 基準日 平成18年12月31日
- ・ 効力発生日 平成19年3月6日

ロ. 平成19年4月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

- ・ 配当金の総額 189百万円
- ・ 1株当たりの配当額 10.00円
- ・ 基準日 平成19年3月31日
- ・ 効力発生日 平成19年5月21日

ハ. 平成19年7月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

- ・ 配当金の総額 189百万円
- ・ 1株当たりの配当額 10.00円
- ・ 基準日 平成19年6月30日
- ・ 効力発生日 平成19年8月20日

二、平成19年10月31日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

- ・配当金の総額 192百万円
- ・1株当たりの配当額 10.00円
- ・基準日 平成19年9月30日
- ・効力発生日 平成19年11月19日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成20年2月18日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

普通株式

- ・配当金の総額 192百万円
- ・1株当たりの配当額 10.00円
- ・基準日 平成19年12月31日
- ・効力発生日 平成20年3月6日

(4) 当連結会計年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数に関する事項

- ・付与日（代表取締役決定書） 平成15年5月30日
- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 338,437株
- ・新株予約権の残高 2,797個

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,486円13銭
- (2) 1株当たり当期純利益 149円96銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

構造改革費用の主な項目及び金額

退職金	378百万円
生産移管費	401
債権償却費	855
その他	633
計	2,267百万円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年2月22日

スミダ コーポレーション株式会社
取締役会 御中

新 日 本 監 査 法 人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 小 西 文 夫 ㊟

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 室 橋 陽 二 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スミダコーポレーション株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スミダコーポレーション株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

注記事項に記載されているとおり、会社は平成17年6月29日に東京国税局より更正処分の通知を受け、これを不服として平成17年8月29日に東京国税不服審判所に対して審査を請求していたが、平成20年1月に棄却された。今後は裁判にて会社の主張を訴える予定である。裁判所の裁定が敗訴の場合は、流動資産のその他に含めて表示されている628百万円及び調査対象年度以降、当期までに更正を受け入れた場合を想定して税額を計算した場合に計上される78百万円の合計706百万円が税金費用として計上される。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第53期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年2月25日

スミダ コーポレーション株式会社 監査委員会

監査委員 小 泉 忠 一 ⑩

監査委員 松 橋 宏 ⑩

監査委員 宮 城 孝太郎 ⑩

(注) 監査委員松橋 宏及び宮城孝太郎は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

貸 借 対 照 表

(平成19年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,696	流 動 負 債	17,637
現 金 及 び 預 金	2,841	短 期 借 入 金	14,430
受 取 手 形	518	1年以内返済予定長期借入金	1,500
短 期 貸 付 金	4,974	未 払 金	67
未 収 入 金	2,685	未 払 費 用	6
繰 延 税 金 資 産	802	未 払 法 人 税 等	417
そ の 他	876	為 替 予 約	46
固 定 資 産	34,636	預 り 金	1,100
有 形 固 定 資 産	1,559	そ の 他	71
建 物	1,011	固 定 負 債	11,550
構 築 物	35	転換社債型新株予約権付社債	8,000
機 械 装 置	8	長 期 借 入 金	3,550
土 地	505	負 債 合 計	29,187
無 形 固 定 資 産	13	(純 資 産 の 部)	
電 話 加 入 権	4	株 主 資 本	18,228
ソ フ ト ウ ェ ア	9	資 本 金	7,217
投 資 そ の 他 の 資 産	33,064	資 本 剰 余 金	7,030
投 資 有 価 証 券	471	資 本 準 備 金	7,030
関 係 会 社 株 式	30,870	利 益 剰 余 金	5,505
繰 延 税 金 資 産	730	利 益 準 備 金	264
そ の 他	993	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,241
資 産 合 計	47,332	別 途 積 立 金	3,100
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,141
		自 己 株 式	△1,524
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△83
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△83
		純 資 産 合 計	18,145
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	47,332

損 益 計 算 書

(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		1,146
営 業 費 用		497
営 業 利 益		649
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	26	
受 取 配 当 金	1	
為 替 差 益	236	
そ の 他	0	263
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	223	
そ の 他	12	235
経 常 利 益		677
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,022	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	32	2,054
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,211	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	16	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	800	2,027
税 引 前 当 期 純 利 益		704
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		493
法 人 税 等 調 整 額		△672
当 期 純 利 益		883

株主資本等変動計算書

(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越剰余金	利益剰余金 合計		
前事業年度末残高	6,961	6,775	6,775	264	3,100	2,017	5,381	△1,522	17,595
事業年度中の変動額									
新株の発行	256	255	255						511
剰余金の配当						△759	△759		△759
当期純利益						883	883		883
自己株式の取得								△2	△2
自己株式の処分						△0	△0	0	0
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)									
事業年度中の 変動額合計	256	255	255	-	-	124	124	△2	633
当事業年度末残高	7,217	7,030	7,030	264	3,100	2,141	5,505	△1,524	18,228

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
前事業年度末残高	0	0	17,595
事業年度中の変動額			
新株の発行			511
剰余金の配当			△759
当期純利益			883
自己株式の取得			△2
自己株式の処分			0
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	△83	△83	△83
事業年度中の 変動額合計	△83	△83	550
当事業年度末残高	△83	△83	18,145

【個別注記表】

1. 記載金額は百万円未満を四捨五入で表示しております。

(表示金額単位の変更)

計算書類に掲記される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載していましたが、当事業年度より百万円単位で記載することに更改いたしました。

2. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

3. 計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

総平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

(2) デリバティブの評価方法

時価法

(3) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（除く附属設備）については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物

10～50年

構築物

15年

機械装置

7年

②無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(4) 重要な引当金の計上基準

(貸倒引当金)

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については、貸倒実績率に基づいた会社所定の繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して必要額を計上しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法……………

繰延ヘッジ処理を採用しております。

②ヘッジ方針……………

当社の内規である「市場リスク管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段……為替予約

- ③ヘッジの有効性評価の方法…
ヘッジ対象……外貨建予定取引
ヘッジ対象の時価変動とヘッジ手段の時価変動を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(7) 連結納税制度の適用

当社と国内連結子会社では連結納税制度を適用しております。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式

但し、資産に係る控除対象外消費税については、発生年度の期間費用として処理しております。

(9) 会計方針の変更

〈固定資産の減価償却方法の変更〉

当事業年度より、法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得したもののについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産

該当事項はありません。

(2) 担保に係る債務の金額

該当事項はありません。

(3) 短期金銭債権から控除されている貸倒引当金の額 1,871百万円

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 554百万円

(5) 借入コミットメント契約

借入コミットメント契約の総額 6,000百万円

借入実行残高 —

未実行残高 6,000百万円

(6) 期末日満期手形

年度末日が金融機関休業日であるため、期末日満期手形は満期日に交換が行われたものとみなして処理しております。

期末日満期受取手形 60百万円

(7) 偶発債務

- ① 当社は、平成17年6月29日に東京国税局より、平成14年12月期及び平成15年12月期の2事業年度について、香港子会社のSumida Electric (H. K.) Company Limitedはタックスヘイブン対策税制の適用会社であるという判断による更正処分の通知を受けました。更正を受けた所得金額は約18億円でしたが、繰越欠損金との相殺により税金の納付はありませんでした。しかしながら当社はこの更正処分に不服であり、平成17年8月29日に東京国税不服審判所に対して審査を請求しましたが、平成20年1月に当社の請求は棄却されました。今後は裁判にて当社の主張を訴える予定であります。

他方、平成16年12月期以降の税務調査未了年度については過少申告加算税（約10%-15%）の追徴を避けるため、確定申告書上は調査対象年度の更正を受け入れた場合を想定して税額を計算し納付しており、更正を受け入れなかった場合

との差額は還付可能性があると判断し、その他流動資産として表示しております。裁判所の裁定が当社の敗訴の場合は、その他流動資産として表示されている646百万円及び調査対象年度以降、当事業年度までに更正を受け入れた場合を想定して税額を計算した場合に計上される60百万円の合計706百万円が税金費用として計上されます。

- ② 当社がその株式14.9%を間接保有する、台湾法人勝美達電子股份有限公司は、ICチップ供給元の一社である02 Micro社からそのインバータモジュール製品に関し特許侵害訴訟を提起されて争っていましたが、平成18年4月に米国テキサス州連邦地裁において敗訴判決を受けるとともに、当該訴訟の対象であるMPS社製ICチップにつき使用差止めとの命令をも受けました。同社はこれら処分を不服として、平成18年5月にワシントンDCの連邦高裁に控訴しました。当該控訴は現在係属中となっています。他方、勝美達電子股份有限公司は、02 Micro社と熾烈な特許係争を繰り広げていたMPS社との取決めにより、過去両社間で交わっていた損害補償契約に代えて、将来対02 Micro社訴訟で勝美達電子股份有限公司の敗訴が確定したり、同社が02 Micro社と和解に至る等、紛争解決の条件が整ったときには総額US\$7.350百万を上限としてMPS社がその金銭的負担に任ずるとし、上記上限額を以ってMPS社出捐の担保金が確保されています。そのため、敗訴ないし和解により勝美達電子股份有限公司に発生する可能性のある損害については、格別損害見積費用を計上していません。

- (8) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権	7,152百万円
金銭債務	1,116百万円

5. 損益計算書に関する注記

- (1) 純粋持株会社であるため関係会社からの受取配当金等を営業収益として計上しております。
- (2) 関係会社との取引に関する事項は次のとおりであります。

関係会社に対する営業収益	1,146百万円
関係会社に対し支払った営業諸費用	79百万円
関係会社との間の営業取引以外の取引高	260百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における種類ごとの自己株式の数

普通株式	731,097株
------	----------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	756百万円
関係会社株式	74
投資有価証券	614
繰越外国税額控除	134
投資有価証券評価差額金	57
その他	50
	<hr/>
	1,685
評価性引当金	△23
繰延税金資産合計	<hr/>
	1,662

(繰延税金負債)

為替差益	75
未収事業税	55
繰延税金負債合計	<hr/>
	130
	<hr/>
繰延税金資産の純額	<hr/>
	1,532百万円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	944円38銭
(2) 1株当たり当期純利益	46円36銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年2月22日

スミダ コーポレーション株式会社

取締役会 御中

新 日 本 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 小西 文夫 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 室橋 陽二 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スミダコーポレーション株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

注記事項に記載されているとおり、会社は平成17年6月29日に東京国税局より更正処分の通知を受け、これを不服として平成17年8月29日に東京国税不服審判所に対して審査を請求していたが、平成20年1月に棄却された。今後は裁判にて会社の主張を訴える予定である。裁判所の裁定が敗訴の場合は、流動資産のその他に含めて表示されている646百万円及び調査対象年度以降、当期までに更正を受け入れた場合を想定して税額を計算した場合に計上される60百万円の合計706百万円が税金費用として計上される。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第53期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について監視及び検証し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と関係の上重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、執行役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年2月25日

スマダ コーポレーション株式会社 監査委員会

監査委員 小泉 忠一 ㊟

監査委員 松橋 宏 ㊟

監査委員 宮城 孝太郎 ㊟

- (注) 監査委員松橋 宏及び宮城孝太郎は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議 案 取締役11名選任の件

取締役11名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (当社における地位及び担当、他の法人等の代表状況)	所有する当社 株式の数
1	八 幡 滋 行 (昭和26年10月28日生)	昭和52年11月 当社入社 昭和63年3月 同取締役就任 平成2年3月 同代表取締役専務就任 平成3年4月 同代表取締役副社長就任 平成4年3月 同代表取締役社長就任 平成15年4月 同取締役、代表執行役CEO就任 現在に至る	542,474株
2	趙 家 驥 (昭和32年10月23日生)	昭和58年4月 当社入社 昭和62年12月 同香港支店長就任 平成8年3月 同取締役就任 平成12年6月 同常務取締役就任 平成13年3月 同代表取締役就任 平成13年7月 同代表取締役最高執行責任者COO就任 平成15年4月 同取締役、代表執行役COO就任 平成16年1月 同取締役、代表執行役グループプレジデント就任 現在に至る	60,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (当社における地位及び担当、他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
3	ロバート・バターンソン (昭和17年9月14日生)	昭和47年12月 米国カリフォルニア州弁護士登録 クラハム ジェームス法律事務所入 所 (現 スクエア・サンタース・テンブ シー法律事務所) 昭和53年1月 同事務所代表社員就任 昭和56年4月 トンプソン・クライブ社取締役就任 平成11年11月 当社アドバイザリーボード就任 平成12年12月 トンプソン・クライブ社外取締役退 任 平成13年1月 ヘンシユラ エクイティー・パートナーズ代 表取締役就任 平成15年4月 当社取締役就任 現在に至る	0株
4	アショック・メルワニ (昭和33年11月26日生)	平成元年4月 エムピー・メルワニ社 CEO就任 平成10年9月 同社CEO退任 平成11年4月 エイピー・メルワニ社 CEO就任 平成11年11月 当社アドバイザリーボード就任 平成15年4月 同取締役就任 現在に至る	8,097株
5	小泉 忠一 (昭和19年11月5日生)	昭和42年4月 勸角証券(株)入社 (現 みず ほインベストメント証券(株)) 平成10年7月 同社退社 平成10年8月 当社入社 同コーポレート戦略オフィサー就任 平成13年3月 同常勤監査役就任 平成15年3月 同監査役退任 平成15年4月 同取締役就任 平成19年1月 (株)データアプリケーション社外監査 役就任 現在に至る	6,050株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (当社における地位及び担当、他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
6	近藤和英 (昭和16年4月1日生)	昭和42年3月 公認会計士登録 平成8年5月 太田昭和監査法人代表社員 就任(現 新日本監査法人) 平成15年6月 同監査法人代表社員退任 平成16年3月 当社取締役就任 平成16年6月 味の素(株)社外監査役就任 現在に至る	0株
7	鶴正登 (昭和23年1月11日生)	昭和60年6月 NOK(株)代表取締役社長就 任(現任) 平成元年6月 同社代表取締役会長就任 平成17年3月 当社取締役就任 現在に至る	0株
8	宮城孝太郎 (昭和15年6月17日生)	平成7年3月 キヤノン(株)取締役就任 平成13年3月 同社常勤監査役就任 平成16年3月 同社常勤監査役退任 平成18年3月 当社取締役就任 平成19年1月 クロービテック ジャパン(株)代表取 締役就任 現在に至る	0株
9	ウルリッヒ・リュッツ (昭和15年3月15日生)	昭和58年2月 BERU GmbH社(現BERU AG) 取締役就任 平成6年1月 同社社長就任 平成9年10月 同社CEO就任 平成15年4月 同社CEO退任 平成19年3月 当社取締役就任 現在に至る	0株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴(当社における地位及び担当、他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
10	鴨下 秀夫 (昭和19年6月23日生)	昭和63年4月 ミツミ電機(株)コイル事業センター長就任 平成13年9月 同社退社 平成13年10月 スミダコポレートサービス(株)入社 同コポレート戦略オフィサー就任 平成18年12月 同社退社 平成19年3月 当社取締役就任 現在に至る	6,074株
11	服部 勝 (昭和20年2月12日生)	昭和49年7月 オリエント・リース(株)入社 (現 オックス(株)) 平成14年6月 富士火災海上保険(株)監査役就任 平成17年6月 同社取締役、監査委員就任 平成18年1月 オックス(株)専務執行役就任 平成20年1月 同社顧問就任 現在に至る	0株

- (注) 1. 取締役候補者 八幡滋行氏は、SUMIDA Vogt GmbH、ISMART GLOBAL LIMITEDの代表取締役を兼務しております。
2. 取締役候補者 趙 家驥氏は、S E C(株)、スミダ電機(株)、Sumida Electric (H. K.) Company Limited、東莞勝美達(太平)電機有限公司、SUMIDA CORPORATE SERVICE COMPANY LIMITED、SUMIDA SERVICE COMPANY LIMITED、SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED、M. SUMIDA ELECTRIC SDN. BHD.、SUMIDA TRADING PTE LTD、SUMIDA AMERICA INC.、SUMIDA ELECTRONICA de MEXICO、SUZHOU SUMIDA ELECTRIC CO., LTD.、SUMIDA Vogt GmbH、SUMIDA TRADING (SHANGHAI) COMPANY LIMITED、SUMIDA SHINTEX COMPANY LIMITED、SMD MARKETING (M) SDN. BHD.、SUMIDA KOREA INC.、ISMART GLOBAL LIMITEDの代表取締役を兼務しております。
3. 上記以外の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 取締役候補者 鶴 正登氏は日本メクトロン(株)、シンジーテック(株)、NOKクリューバー(株)、ユニマテック(株)、正和地所(株)、NOKアジア Co., Pte. Ltd.、(株)NOK総合技術研究所、NOK Inc.の代表取締役であります。
5. 取締役候補者 ロバート・パターソン、アショック・メルワニ、近藤和英、鶴正登、宮城孝太郎、ウルリッヒ・リュッツ、服部 勝の7氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。
6. 取締役候補者 ロバート・パターソン、アショック・メルワニ両氏については法解釈並びに業務活動の実態を検討し、第51期より社外取締役としております。
7. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

当社は委員会設置会社であります。委員会設置会社は、取締役会は経営の監督に特化するとともに、社外取締役が過半数を占める委員会を設置して経営の透明性の向上を図り、業務執行に専従する機関として執行役を置き、「経営の監督」と「業務執行」を明確に分離し、両者を有効に機能させる組織機構であります。そのため委員会設置会社では複数の社外取締役を選任する必要がありますが、当社では取締役会の一層の機能の強化を目指し、取締役の過半数を社外取締役とすることにしており、7名の選任をお願いするものです。

また、上記の社外取締役の候補者はいずれも会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。

- ① ロバート・パターンソン氏は米国弁護士であり、米国企業の社外取締役を長年にわたり務めております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた法律の専門家としての知識・経験、米国企業の企業統治及び米国市場に関する見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって2年間であります。
- ② アショック・メルワニ氏は長年にわたりシンガポールで企業を経営しております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験及びアジア市場に関する見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって2年間であります。
- ③ 近藤和英氏は公認会計士であり、他の企業の社外監査役を務めております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって4年間であります。
- ④ 鶴 正登氏は長年にわたりNOK(株)の経営に携わっております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験及び自動車産業に関する見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって3年間であります。

- ⑤ 宮城孝太郎氏はキャノン㈱で海外現地法人社長、取締役及び常勤監査役を務めました。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験及び電機業界に関する見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって2年間であります。
 - ⑥ ウルリッヒ・リュッツ氏は長年にわたりドイツのBERU AG社の経営に携わりました。現在は多くの欧州企業の社外取締役を務めております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験、自動車・電機業界及び欧州市場に関する見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって1年間であります。
 - ⑦ 服部 勝氏はオリックス㈱で専務執行役を務めました。また、富士火災海上保険㈱では取締役を務めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴、特に経営企画、経理分野において培われた経営者としての知識・経験、及び監査に関する見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。
- (2) 社外取締役候補者の独立性について
- ① 社外取締役候補者は、いずれも過去に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。
 - ② 社外取締役候補者は、いずれも過去に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後も受ける予定はありません。
 - ③ 社外取締役候補者は、いずれも当社の取締役・執行役と三親等以内の親族関係はありません。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は現任の社外取締役と責任限定契約を締結しております。(契約の内容は事業報告の24頁に記載のとおりです。) 新任の社外取締役候補者の服部 勝氏の選任が承認された場合、当社は同氏と同内容の責任限定契約を締結する予定です。

以 上